

平内町議会基本条例

平成 31 年3月 13 日条例第 12 号

平内町議会基本条例

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会・議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町民と議会の関係(第4条)

第4章 町長と議会の関係(第5条―第9条)

第5章 議会・委員会での活発な討議(第10条)

第6章 議会及び議会事務局の体制整備(第11条―第13条)

第7章 議員の定数・報酬、政治倫理(第14条―第16条)

第8章 危機管理(第17条・第18条)

第9章 最高規範性、見直し手続(第19条・第20条)

第10章 補則(第21条)

附則

平内町議会は、平内町の二元代表制の一翼を担う機関として、積極的な情報の公開と政策活動への多様な町民参加の推進を図り、自己研さんに努め、自由で活発な討議を行い、町長及び町行政機関との持続的な緊張関係の保持、公正・透明性の確保を遂行する決定機関である。

議会は「町民憲章」の下、「郷土“ひらない”を心から愛し、活気と魅力にあふれた住みよい町」の実現に向け、人と人、町民と行政が協働して質の向上を目指し、町民の幸せを願い、ここに最高規範となる条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした町民と共に歩む活力ある議会を目指し、郷土愛にあふれた豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、「公正、透明、信頼」を重んじ、町民参加を目指して活動する。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、町民によって選挙された特別職の公務員である。したがって、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないことを自覚して活動しなければならない。

- 2 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、多様な町民意思を反映した議員相互間の自由討議を推進しなければならない。
- 3 議員は、町政における課題全般について多様な町民意見を把握するとともに、政策提案を行うことに努めなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、全ての会議を原則公開するものとする。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を「町民による政策提案と位置づける」とともに、その審議においては、これら提案者の意見・要望を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、広く町民及び各団体との議会報告会又は意見交換会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、議会及び議員の政策能力を強化し、更に政策提案を図るものとする。
- 6 議会は、町のイベント等へ積極的に参加し、町民との連携を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 本会議における議員と町長その他執行機関の長及び説明者(以下「町長等」という。)の一般質問は、広く町政の論点・争点を明確にするため、通告に基づいた一括質問一括答弁方式と、一問一答方式の選択制で行う。

- 2 議長から本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等への出席を要求された町長等は、議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、事業等については、次に掲げる事項の決定過程を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 総合計画との整合性
 - (2) 関係ある法令及び条例等
 - (3) 政策等に関係する財源措置
- (予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、施策又は事業等の区分により、政策の説明資料を町長に求めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第8条 議会は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第96条第2項](#)に規定する議会の議決すべきものを定めることができる。

(監視、検証、評価)

第9条 議会は、町長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

- 2 議会は、一般質問に対する町の回答について、その経過等を検証することができる。
- 3 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

第5章 議会・委員会での活発な討議

(活発な討議)

第10条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で活発な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議員は、前項の規定により議員相互間で活発な討議を行って政策、条例の議案などの提出を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 議員は、会議の秩序を乱したり、品位を落とすものであったり、プライバシーに関する発言は行ってはならない。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第11条 議会は、議会及び議員の政策形成、立案機能を高めるため、議会事務局の機能を積極的に強化する。なお、執行機関の法務機能の活用、職員の併任を考慮するものとする。

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、議員の資質向上のため、図書の実用を図るものとする。
- 4 議会は、この条例の制定趣旨についての理解を深めるために、一般選挙後の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会や町政に関心を持つよう議会広報に努めるものとする。

第7章 議員の定数・報酬、政治倫理

(議員定数)

第14条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確

な改正理由の説明を付して、議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第 15 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

3 議員報酬の条例改正議案の提出に当たっては、前条第3項の規定を準用する。

(議員の政治倫理)

第 16 条 議員は、この条例が示す倫理性を常に自覚し行動しなければならない。いやしくも自己の地位に基づく影響力を不正に行使用することによって、町民の疑惑を招くことがあってはならない。

第8章 危機管理

(危機管理)

第 17 条 議会は、災害時において機能的に対応できるよう危機管理体制の整備に努め、町長等と連携するものとする。

(災害時の対応)

第 18 条 議長は、災害が発生した場合、平内町議会災害対策会議を設置することができる。

2 議会は、町長等と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者と情報共有、連携、相談等を行うものとする。

3 議会は、災害時の状況等を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ町長等に対し、提言及び提案を行うものとする。

第9章 最高規範性、見直し手続

(最高規範性)

第 19 条 議会は、この条例を、議会運営の最高規範と位置づけ尊重しなければならない。

2 議会は、この条例に定める理念及び原則を尊重して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

第 20 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを2年ごとに検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた適切な措置を講ずるものとする。

2 条例の検証を行うとともに、継続的に議会を活性化するため、議員で構成する特別委員会を設置するものとする。

第 10 章 補則

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。